

英米法A第7回

アメリカ法の形成③

丸山 英二

1

連合の状況

- ◆ **租税・関税を賦課徴収する権限、邦間通商規制権限の欠如。**
→邦の関税の禁止、連合の関税による全米的産業保護政策ができない。
→関税権限を連合に付与する連合規約改正は、1782年はRIの、1783年はNYの反対で不成立（連合規約改正には、全邦の承認必要）。
- ◆ 公債返済、軍人給与支払に必要な**資金**も、各邦は割り当て拠出金の1/6しか拠出せず。
- ◆ **當備軍**に対する警戒心が強く、財政難もあって連合の軍隊は弱体⇒米領土に残った英兵やインディアンを駆逐・鎮圧できない。ミシシッピ川河口封鎖のスペイン軍も排除できず。
- ◆ **シェイズの乱** (1786.8. Shays' Rebellion) —保守派が邦議会を支配するMAで、債務の負担と緊縮財政に苦しんだ農民たちは、**紙幣の増発、減税、抵当権実行の禁止、債務者拘禁の廃止**などを要求し、裁判所を襲撃してその機能を麻痺させた)に対して、連合は無力で、鎮圧は、邦がボストンの商人から借りた金で集めた軍隊によってなされた。 [Shays: 農民出身の軍人、給与未払いで退役後借金返済に苦しむ]

↓
社会の上層部を中心に、強力な中央政府の樹立を求める声が高まる

2

5. 合衆国憲法の制定 (1)合衆国憲法の制定に向けて

Annapolis会議(1786.9.11-14)

通商問題の討議するためVAの下院議員James Madisonの求めでVA議会が招請した会議、9邦が代表を選出し、5邦の代表が参加。

会議の最終日、NYからの代表で中央集権論者のハミルトン(Hamilton)が起草したリポートが採択、連合会議と各邦に送られた。

リポートは、中央政府改革に関する検討のため、各邦代表が参加する会議を翌1787年5月にPhiladelphiaに招集することを提案。

6邦が同会議に出席する代表を選出。

↓

1787年2月、連合会議はその会議を、「**連合規約を改訂することを唯一かつ明示的目的とする会議**」として招集。

1787年5月、後にConstitutional Conventionと呼ばれる会議開始(RI不参加)。

3

5. 合衆国憲法の制定 (1)合衆国憲法の制定に向けて

Constitutional Convention(1787.5.25-9.17)

- ◆ 提出された憲法案

Virginia案, Pinckney案, New Jersey案, Hamilton案

- ◆ 憲法制定会議での対立点と妥協

- ・ **議会で各邦に与えられる票数** — 議員数の配分
邦ごとに平等とするNJ案 ⇔ 人口比例または拠出額比例とするVA案
下院=人口比例, 上院=各邦対等
- ・ 議員数と税負担を州に配分する場合の**奴隸の数の計算** — 自由人の3/5で計算

- ◆ 1787.9.17. 合衆国憲法案の確定、12邦の代表が署名。

[**(2) 合衆国憲法の内容⇒教科書25頁下から6行～末行⇒具体的な内容はスライド5～25枚目の憲法条文+26枚目の補足(教科書26頁は概ねskip)**]

4

(2) 合衆国憲法の内容

◆ Article—編/条/章, Section—節/節/条, clause/paragraph—項
第X修正/修正第X条 (田中・東大/岩波・京大・松井茂記/米大使館・高橋)

[前文]

第1編[立法部]

第2編[執行部]

第3編[司法部]

第4編[州の間の関係等]

第5編[改正]

第6編[最高法規]

第7編[成立手続]

[修正条項]

第1修正～第10修正[権利章典], 第11修正～第27修正

[次ページ以降の邦訳は、アメリカン・センター・ウェブサイト掲載の高橋一修教授訳(<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2566/>)に多少加筆したものである。]

5

[前文]

We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

われら合衆国の国民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のために自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のためにこの憲法を制定し、確立する。

6

<p>第1編[立法部] (【】内は現在変更されているもの)</p> <p>第1節 [連邦議会]</p> <p>この憲法によって付与されるすべての立法権は、上院と下院で構成される合衆国連邦議会に属する。</p> <p>第2節 [下院]</p> <p>[第1項] 下院は、各州の州民が<u>2年ごと</u>に選出する議員でこれを組織する。……</p> <p>[第2項] 年齢25歳に達していない者……は、下院議員たることはできない。</p> <p>[第3項] 下院議員と直接税は、連邦に加わる各州の人口に比例して各州間に配分される。【各州の人口は、年期を定めて労務に服する者を含み、かつ、納稅義務のないインディアンを除いた自由人の総数に、自由人以外のすべての者の数の5分の3を加えたものとする。】[第14修正、第16修正により改正] ……下院議員の定数は、人口3万人に対し1人の割合を超えてはならない。但し、各々の州は少なくとも1人の下院議員を選出するものとする。……</p> <p>第3節 [上院]</p> <p>[第1項] 合衆国上院は、各州から2名ずつ選出される上院議員でこれを組織する。上院議員は、【各州の立法部によって】[第17修正により改正]、<u>6年を任期として選出される</u>ものとする。上院議員は、それぞれ1票の投票権を有する。</p> <p>[第3項] 年齢30歳に達していない者……は、上院議員たることはできない。</p>	<p>第1編[立法部] (【】内は現在変更されているもの)</p> <p>第7節 [大統領拒否権]</p> <p>[第2項] 下院および上院を通過したすべての法律案は、法律となるに先立ち、合衆国大統領に送付されなければならない。大統領は、承認する場合はこれに署名し、承認しない場合は、拒否理由を付してこれを発議した院に返付する。その院は、拒否理由すべてを議事録に記載し、法律案を再び審議する。再議の結果、その院が3分の2の多数でその法律案を可決したときは、法律案は大統領の拒否理由とともに他の院に送付される。他の院でも同様に再び審議し、3分の2の多数で可決したときは、法律案は法律となる。……大統領が法律案の送付をうけて10日以内(日曜日を除く)に返付しないときは、その法律案は、大統領が署名した場合と同様に法律となる。但し、連邦議会が休会に入り、法律案を返付することができない場合は、この限りでない。</p>
<p>第1編[立法部] (【】内は現在変更されているもの)</p> <p>第8節 [連邦議会の立法権限]</p> <p>[第1項] 連邦議会は、つぎの権限を有する。合衆国の債務を弁済し、共同の防衛および一般的な福祉に備えるために、<u>租税、関税、輸入税および消費税を賦課し、徴収する権限</u>。但し、すべての関税、輸入税および消費税は、合衆国全土で均一でなければならない。</p> <p>[第2項] 合衆国の信用において金銭を借り入れる権限。</p> <p>[第3項] 諸外国との通商、各州間の通商およびインディアン部族との通商を規制する権限。</p> <p>[第4項] 統一的な帰化に関する規則、および合衆国全土に適用される統一的な破産に関する法律を制定する権限。</p> <p>[第5項] 貨幣を鑄造し、その価格および外貨の価格を規制する権限、ならびに度量衡の基準を定める権限。</p> <p>[第6項] 合衆国の証券および通貨の偽造に対する罰則を定める権限。</p> <p>[第7項] 郵便局を設置し、郵便道路を建設する権限。</p> <p>[第8項] 著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保障することにより、学術および有益な技芸の進歩を促進する権限。</p> <p>[第9項] 最高裁判所の下に下位裁判所を組織する権限。</p> <p>[第10項] 公海上で犯された海賊行為および重罪行為ならびに国際法に違反する犯罪を定義し、これを処罰する権限。</p>	<p>第1編[立法部] (【】内は現在変更されているもの)</p> <p>[第11項] 戰争を宣言し、船舶捕獲免許状を授与し、陸上および海上における捕獲に関する規則を設ける権限。</p> <p>[第12項] <u>陸軍を編成し、これを維持する権限</u>。但し、この目的のためにする歳出の承認は、2年を超える期間にわたってはならない。</p> <p>[第13項] <u>海軍を創設し、これを維持する権限</u>。</p> <p>[第14項] 陸海軍の統帥および規律に関する規則を定める権限。</p> <p>[第15項] 連邦の法律を執行し、反乱を鎮圧し、侵略を撃退するために、民兵団を召集する規定を設ける権限。</p> <p>[第16項] 民兵団の編制、武装および規律に関する定めを設ける権限、ならびに合衆国の軍務に服する民兵団の統帥に関する定めを設ける権限。……</p> <p>[第17項] 特定の州から割譲され、かつ、連邦議会が受領することにより合衆国政府の所在地となる地区(但し、10マイル平方を超えてはならない)に対して、いかなる事項についても専属的な立法権を行使する権限。……</p> <p>[第18項] 上記の権限およびこの憲法により合衆国政府またはその部門もしくは官吏に付与された他のすべての権限を使用するために、必要かつ適切なすべての法律を制定する権限。</p>
<p>第1編[立法部] (【】内は現在変更されているもの)</p> <p>第9節 [連邦立法権の制限]</p> <p>[第1項] 連邦議会は、1808年より前においては、現に存する州のいずれかがその州に受け入れることを適當と認める人びとの移住または輸入を、禁止することはできない。但し、その輸入に対して、1人につき10ドルを超えない租税または関税を課すことができる。</p> <p>[第2項] <u>人身保護令状の特権</u>は、反乱または侵略に際し公共の安全上必要とされる場合を除いて、停止されてはならない。</p> <p>[第3項] 私権剥奪法または事後法を制定してはならない。</p> <p>[第4項] 【<u>人頭税</u>その他の直接税は、この憲法に規定した人口調査または算定にもとづく割合によらなければ、これを賦課してはならない。】[第16修正で改正]</p> <p>[第5項] <u>各州から輸出される物品に対して、租税または関税を賦課してはならない。</u></p> <p>[第8項] 合衆国は、貴族の称号を授与してはならない。合衆国から報酬または信任を受けて官職にある者は、連邦議会の同意なしに、国王、公侯または他の国から、いかなる種類の贈与、俸給、官職または称号をも受けなければならない。</p>	<p>第1編[立法部] (【】内は現在変更されているもの)</p> <p>第10節 [州権限の制限]</p> <p>[第1項] 州は、<u>条約を締結し</u>、同盟もしくは連合を形成し、船舶捕獲免許状を付与し、貨幣を鑄造し、信用証券を発行し、金貨および銀貨以外のものを債務弁済の法定手段とし、私権剥奪法、事後法もしくは契約上の債権債務関係を害する法律を制定し、または貴族の称号を授与してはならない。</p> <p>[第2項] 州は、その検査法を執行するために絶対に必要な場合を除き、連邦議会の同意なしに、輸入品または輸出品に対し輸入税または関税を賦課してはならない。……</p>

<p>第2編[執行部] (【内は現在変更されているもの)</p> <p>第1節 [大統領と副大統領、選出方法]</p> <p>〔第1項〕 執行権は、アメリカ合衆国大統領に属する。大統領の任期は4年とし、同一の任期で選任される副大統領とともに、つぎの方法で選出される。</p> <p>〔第2項〕 各々の州は、その立法部が定める方法により、その州から連邦議会に選出することのできる上院議員および下院議員の総数と同数の選挙人を任命する。……</p> <p>第2節 [大統領の権限]</p> <p>〔第1項〕 大統領は、合衆国の陸軍および海軍ならびに現に合衆国の軍務に就くため召集された各州の民兵団の最高司令官である。……</p> <p>〔第2項〕 大統領は、上院の助言と承認を得て、条約を締結する権限を有する。但し、この場合には、上院の出席議員の3分の2の賛成を要する。大統領は、大使その他の外交使節および領事、最高裁判所の裁判官、ならびに、この憲法にその任命に関して特段の規定のない官吏であって、法律によって設置される他のすべての合衆国官吏を指名し、上院の助言と承認を得て、これを任命する。……</p>	<p>第3編[司法部] (【内は現在変更されているもの)</p> <p>第1節 [連邦司法権]</p> <p>合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および連邦議会が隨時制定し設立する下位裁判所に属する。最高裁判所および下位裁判所の裁判官はいずれも、非行なき限り、その職を保持することができる。これらの裁判官は、その職務に対して定期に報酬を受ける。その額は、在職中減額されない。</p> <p>第2節 [連邦裁判所の管轄事項]</p> <p>〔第1項〕 合衆国の司法権はつぎの諸事件に及ぶ。この憲法、合衆国の法律および合衆国の権限にもとづき締結された、または将来締結される条約のもとで発生するコモンロー上およびエクイティ上のすべての事件。大使その他の外交使節および領事にかかるすべての事件。海事法および海事裁判権に関するすべての事件。合衆国が当事者の一方である争訟。2以上の州の間の争訟。【州と他州の市民との間の争訟。】[第11修正により改正] 異なる州の市民間の争訟。同じ州の市民間の争訟であって、異なる州から付与された土地の権利を主張する争訟。1州またはその市民と外国またはその市民もしくは臣民との間の争訟。</p>
<p>第3編[司法部] (【内は現在変更されているもの)</p> <p>第2節 [連邦裁判所の管轄事項]</p> <p>〔第2項〕 大使その他の外交使節および領事にかかるすべての事件、ならびに州が当事者であるすべての事件については、最高裁判所は、第一審管轄権を有する。前項に掲げたその他の事件については、最高裁判所は、連邦議会の定める例外の場合を除き、連邦議会の定める規則に従い、法律問題および事実問題の双方について上訴管轄権を有する。</p> <p>〔第3項〕 弾劾事件を除き、すべての犯罪の裁判は、陪審によって行われなければならない。裁判は、当該犯罪がなされた州で行われなければならない。但し、犯罪がいかなる州においてもなされなかつたときは、裁判は、連邦議会が法律で定める1または2以上の場所で行われるものとする。</p>	<p>第4編[州の間の関係等] (【内は現在変更されているもの)</p> <p>第1節 [十分な信頼と信用条項]</p> <p>各々の州は、他のすべての州の一般法律、記録および司法手続に対して、十分な信頼と信用を与えなければならない。……</p> <p>第2節 [市民権条項]</p> <p>〔第1項〕 各々の州の市民は、他州において、その州の市民が享有するすべての特権および免除を等しく享有する権利を有する。</p>
<p>第5編 [改正] (【内は現在変更されているもの)</p> <p>連邦議会は、両院の3分の2が必要と認めるとときは、この憲法に対する修正を発議し、または、3分の2の州の立法部が請求するときは、修正を発議するための憲法会議を召集しなければならない。いずれの場合においても、修正は、4分の3の州の立法部または4分の3の州における憲法会議によって承認されたときは、あらゆる意味において、この憲法の一部として効力を有する。いずれの承認方法を探るかは、連邦議会が定める。但し、1808年より前に行われるいかなる修正も、第1編第9節1項および4項の規定に変更を加えてはならない。いかなる州も、その同意なしに、上院における平等の投票権を奪われることはない。</p>	<p>第6編[最高法規], 第7編[成立手続]</p> <p>第6編 [最高法規]</p> <p>〔第1項〕 この憲法成立前に契約されたすべての債務および締結されたすべての約定は、この憲法の下においても、連合規約の下におけると同様に、合衆国に対して有効である。</p> <p>〔第2項〕 この憲法、およびこれに準拠して制定される合衆国の法律、ならびに合衆国の権限にもとづいて締結された、または将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。すべての州の裁判官は、州の憲法または法律に反対の定めがある場合でも、これらのものに拘束される。</p> <p>第7編[成立手続]</p> <p>この憲法は、9州の憲法会議の承認があれば、承認した州の間で成立するものとする。</p>

合衆国憲法に追加されまたはこれを修正する条項[修正条項]

第1修正 [信教・言論・出版・集会の自由、請願権]

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穏に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。

第2修正 [武器保有権]

規律ある民兵団は、自由な国家の安全にとって必要であるから、国民党が武器を保有し携行する権利は、侵してはならない。

第3修正 [兵士宿営の制限]

平時においては、所有者の承諾なしに、何人の家屋にも兵士を宿営させてはならない。戦時においても、法律の定める方法による場合を除き、同様とする。

第4修正 [不合理な搜索・押収・抑留の禁止]

国民党が、不合理な搜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、検索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。

19

修正条項

第5修正 [大陪審、二重の危険、適正な法の過程、財産権の保障]

何人も、大陪審による告発または正式起訴によるのでなければ、死刑を科しうる罪その他の破廉恥罪につき公訴を提起されることはない。……何人も、同一の犯罪について、重ねて生命または身体の危険にさらされることはない。何人も、刑事案件において、自己に不利な証人となることを強制されない。何人も、法の適正な過程(due process of law)によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。何人も、正当な補償なしに、私有財産を公共の用のために収用されることはない。

第6修正 [刑事陪審裁判の保障、被告人の権利]

すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州の陪審であって、あらかじめ法律で定めた地区の公平な陪審による迅速かつ公開の裁判を受ける権利を有する。被告人は、訴追の性質と理由について告知を受け、自己に不利な証人との対質を求め、自己に有利な証人を得るために強制的手続きを利用し、かつ、自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利を有する。

20

修正条項

第7修正 [民事事件における陪審審理を受ける権利]

コモン・ロー上の訴訟において、訴額が20ドルを超えるときは、陪審審理を受ける権利は維持される。陪審が認定した事実は、コモン・ロー上の準則による場合を除き、合衆国のかなる裁判所もこれを再び審議してはならない。

第8修正 [残酷で異常な刑罰の禁止]

過大な額の保釈金を要求し、過大な罰金を科し、または残酷で異常な刑罰を科してはならない。

第9修正 [国民党が保有する他の権利]

この憲法の中に特定の権利を列挙したことによって、国民党の保有する他の権利を否定したまことと解釈してはならない。

第10修正 [州と国民党に留保された権限]

この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民党に留保される。

21

修正条項

第11修正 [州に対する訴訟と連邦司法権][1795年成立]

合衆国の司法権は、合衆国の一州に対して、他州の市民または外国の市民もしくは臣民が提起したコモン・ローまたはエクイティ上のいかなる訴訟にも及ぶものと解釈されなければならない。

第13修正 [奴隸制の禁止][1865年成立]

第1項 奴隸制および本人の意に反する苦役は、適正な手続を経て有罪とされた当事者に対する刑罰の場合を除き、合衆国内またはその管轄に服するいかなる地においても、存在してはならない。

第14修正 [市民権、法の適正な過程、平等保護][1868年成立]

第1項 合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。

第2項 下院議員は、各々の州の人口に比例して各州の間に配分される。各々の州の人口は、納税義務のないインディアンを除き、すべての者を算入する。……

22

修正条項

第15修正 [選挙権の拡大][1870年成立]

第1項 合衆国またはいかなる州も、人種、肌の色、または前に隸属状態にあったことを理由として、合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

第16修正[連邦所得税][1913年成立]

連邦議会は、各州に比例配分することなく、および人口調査または算定によることなく、いかなる源泉から生ずるものであっても、所得に対して税を賦課し徴収する権限を有する。

第17修正[上院議員の直接選挙][1913年成立]

第1項 合衆国の上院は、各州から2名ずつ選出される上院議員でこれを組織する。上院議員は、各州の州民によって、6年を任期として選出されるものとする。上院議員は、それぞれ1票の投票権を有する。……

第18修正[禁酒条項][1919年成立]

【第1項】この修正条項の承認から1年を経た後は、合衆国とその管轄に服するすべての領有地において、飲用の目的で酒類を製造し、販売もししくは輸送し、またはこれらの方に輸入し、もしくはこれらの地から輸出することは、これを禁止する。……】[修正第21条で全文廃止]

23

修正条項

第19修正 [女性参政権][1920年成立]

第1項 合衆国またはいかなる州も、性を理由として合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

第20修正 [副大統領と連邦議員の任期][1933年成立]

第1項 大統領および副大統領の任期は、この修正条項が承認されていなければその任期が終了してはいたずらの年の1月20日の正午に終了し、上院議員および下院議員の任期は、同じ年の1月3日の正午に終了する。後任者の任期はその時に始まる。

第2項 連邦議会は、毎年少なくとも1回集会するものとする。会期の開始時期は、法律で別の日が指定されない限り、1月3日の正午とする。

第21修正 [禁酒条項の廃止][1933年成立]

第1項 合衆国憲法修正第18条は、本修正条項により廃止する。

第22修正 [大統領の三選禁止][1951年成立]

第1項 何人も、大統領の職に2回を超えて選出されることはできない。

第23修正 [コロンビア地区の大統領選挙人][1961年成立]

第24修正 [選挙権にかかる人頭税の禁止][1964年成立]

24

修正条項

第25修正 [大統領の地位の継承][1967年成立]

第1項 大統領が免職され、死亡または辞任した場合には、副大統領が大統領となる。……

第26修正 [投票年齢の引下げ][1971年成立]

第1項 合衆国またはいかなる州も、年齢を理由として、年齢18歳以上の合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

第27修正 [連邦議員報酬の変更][1992年成立]

上院議員および下院議員の職務に対する報酬を変更する法律は、つぎの下院議員の選挙が行われるまで、その効力を生じない。

25

合衆国憲法について補足

【大統領の三選禁止】

◆Franklin D. Roosevelt 大統領の任期

1933.3.4～，1937.1.20～，1941.1.20～，1945.1.20～(1945.4.12没。Harry S. Truman副大統領が大統領に。任期は1945.4.12～1953.1.20)

【pocket veto】U.S. Const. art. I, § 7, cl. 2

◆議会の会期末10日間に送付を受けた法律案について大統領が承認しない場合には拒否権の発動と同じことになる。これをpocket vetoと呼ぶ。

【連邦裁判所裁判官の任命】

◆上院の同意を得て大統領が任命(最高裁裁判官——art. II, § 2, cl. 2; 控訴裁判所裁判官——28 U.S.C. § 44; 地方裁判所裁判官——28 U.S.C. § 133)。

裁判官の任期——終身Art. III, § 1

during good behaviour ←→ during the pleasure of the Queen

裁判官の引退——連邦裁判官の場合

70歳で在任10年、65歳で在任15年、salary と等しい annuity が支給される(28 U.S.C. § 371)

26

(3) 合衆国憲法の成立と権利章典の追加

◆憲法制定に伴う問題——会議召集の目的、連合規約改正の要件

とられた対応——9/13邦の(邦議会ではなく)憲法会議による承認

◆憲法案は連合会議から各邦へ送付 → 各邦:憲法会議代議員選挙手続

◆Federalists と Anti-federalistsの論戦

• Federalists——商工業の発展を求める人々:商工業者、大農園主、投機業者[公債

・土地]——全米的通商規制と対外的交渉力を持つ強力な中央政府を求める

• Anti-federalists——自給的農業地域における中小農民:遠隔地での強力な権力の出現を嫌う

◆The Federalist Papers (NY市の新聞に連載された85編の論説)

• Alexander Hamilton——NYの法律家。財務長官(1789 - 95)。中央集権論者。

• James Madison——憲法VA案を起草。“Father of the Constitution.” 連邦下院議員(1789 - 93, 権利章典を起草), 國務長官(1801 - 09), 第4代大統領(1809 - 17)。

• John Jay——NYの法律家。NY邦憲法を起草。パリ和平条約交渉に従事(1782 - 83)。米連合/合衆国で外務長官(1784 - 89)。初代合衆国最高裁長官(1789 - 95)。

内容——合衆国憲法の解説、正当性を説明。独立宣言、合衆国憲法に次ぐ米政治史上の古典といわれる。

27

アメリカ独立戦争前後の経緯Ⅱ

1777年		連合規約大陸会議で可決(11.15)
1781年	Yorktownの戦いで植民地軍勝利(10)	連合規約成立(3.1)
1783年	パリ条約調印(9)	
1784年	大不況	
1786年	Shaysの反乱(8) ; Annapolis会議の決議(9)	
1787年	連合会議が連合規約改訂のための会議を召集(2)	
	憲法制定会議(5.25～9.17) ; 同会議合衆国憲法を可決(9.17)	
1788年	The Federalist Papers (10～1788.8, by Alexander Hamilton, James Madison and John Jay under the pseudonym "Publius")	
	合衆国憲法承認 States : Del. (12.7) ; Pa. (12.12) ; N. J. (12.18)	
1789年	Ga. (1.2) ; Conn. (1.9) ; Mass. (2.6) ; Md. (4.28) ; S. C. (5.23) ; N. H. (6.21) ——合衆国憲法成立, Va. (6.25) ; N. Y. (7.26) ; 連邦議会議員の選挙(9～1790.8)	
	Washington大統領に当選(2) ; 第1回連邦議会(3.4 但し定足数が揃うのは4月) ; N. C. (11.21) ; R. I. (1790.5.29) ; Vt. (1791.1.10)	

28